

2017年度公益社団法人神奈川県社会福祉士会事業計画

はじめに

<本会の動き>

公益社団法人神奈川県社会福祉士会は、「県内における社会福祉の増進や県民の生活の向上に寄与すること」を基本とし地域、関係機関などからの本会の活動に対する期待に応えるべく、県民の権利擁護、生活困窮者支援等に重点をおき2016年度の事業展開を行ってきました。同時に、事業内容の再構築及び組織改編等も行いました。

そして、神奈川県から「地域生活定着支援事業」と県域の保健福祉事務所（厚木・小田原）から「生活保護社会的居場所づくり事業」及び「居住の安定確保支援事業」を受託し、相模原市から「生活困窮者一時生活支援事業」、秦野市から「生活保護受給者就労準備支援事業」を、それぞれ受託してきました。加えて多くの行政機関、団体からの要請を受け本会から委員などの推薦を行いました。

2017年度は、昨年度県内で起きた福祉現場における事件・課題を踏まえ、私たち社会福祉士による支援を必要とする、県民ひとりひとりのニーズに応じていく必要があるとともに、本会の目的（定款4条）を再確認し、倫理綱領・行動規範に基づいて活動を行います。そして、目的を実現していくために、福祉の専門的知識と技術及び社会福祉士としての責任と自覚を持って、日々の活動を行います。そのために本会の組織体制の整備と社会福祉士としての資質の向上を目指しながら、関係機関と協力・連携を図り活動を進めていきます。

そして、本年度重点事業については、公益社団法人への期待と責任に沿って4本の柱立てをしました。事業計画も、時代や地域の要請に応えられる内容へと整理をしています。このことは、まさに会員一人ひとりの日々の活動の蓄積と協力によって成し得る業であり、会員とともに、県民の生活、福祉の向上に寄与していきます。

<本年度重点事業・4本の柱>

1. 権利擁護及び相談事業（公益1）

成年後見をはじめとし、県民の権利擁護のための相談事業等を展開していきます。障害者・高齢者・児童の虐待防止法に基づき、尊厳を守る取り組みを行っていくためには、様々な分野における虐待防止に関する啓発事業や、虐待相談、虐待対応に携わる会員及び従事者を対象とした研修を企画・運営を行っていきます。そして虐待の防止や人権擁護、権利侵害に関する調査・研究及び啓発活動を実施します。また、子どもに関する支援についての取り組みを進めていきます。

新しい事業として神奈川県弁護士会との協定に基づき、罪を犯した障害者の被疑者・被告人段階での適切な支援の充実を行っていきます。

また、自殺防止の観点に立ち、「自殺対策相談員養成講座」及び「自殺対策包括相談会」等を開催し、ネットワークを構築することで、多くの生活課題を抱えた県民の支援を行い、孤立死等悲惨な状況を防いでいきます。

2. 地域福祉の増進・福祉サービスの質の向上に関する事業（公益2）

年齢、文化、障害、宗教などさまざまな理由によって、護られるべき権利を侵され、生活困難に陥っている状況にあっても、その地域から排除されることなく、社会生活ができる共生社会の実現に向けた取り組みを行います。具体的には、生活困窮者への相談支援及び自立支援、シェルター等の運営、司法分野と協働した触法障害者や高齢者の支援、そのために必要な人材育成及び地域ネットワーク作りなどです。

地球環境の変化により、近年頻繁に起こる大規模災害への対策として、人材育成及び行政ほか関係団体との連携、並びに本会の災害対策体制整備等を行っていきます。また、福祉サービス第三者評価事業

では、調査員の質を高め評価の公正を図ります。

3. 福祉人材育成事業（公益3）

県民の福祉を推進していくためには、常に社会福祉士としての不断の努力が必要です。そのためにも生涯研修センター機能を充実し、本事業を積極的に推進していきます。そして専門職として求められる力量や、必要な知識・技術を習得していくための研修内容を充実させ、より多く研修を開催していくように努めます。また、「認定社会福祉士」制度も始まっており、制度の周知と普及を推進していきながら、質の高い実践力やスーパービジョンができる専門家を養成していきます。

4. 組織整備・強化に関する事業

本会が、適正かつ効果的に事業を展開していくために、組織体制や規則類の見直し・整備を継続して行っていきます。複雑多様化していくケースに対応していくために、専門職団体・機関との協力・連携を行っていきます。

また、本会の役割・責任などについて周知や徹底を図っていきながら、社会福祉士の働き、魅力を社会福祉士となろうとしている人たちへ伝えていきます。

そして、広報活動や支部活動を更に充実させることによって、各地域に即した活動を行っていくとともに組織強化の取り組みを行い、組織率の向上を目指していきます。また、会員が、地域に根差した活動を行っていくことができるように、相談、助成、自主活動などの支援体制を整備していきます。

I 総務局

1. 組織の運営整備

方針：本会及び会員の活動自体に合わせた事業運営の整備を進めます。

- (1) 新規則類の整備を行います。
- (2) 組織体系図に基づく事業の推進と定着を図ります。
- (3) 総会を年1回、理事会を年間（10回程度）、正副会長会議は原則毎月開催します。
- (4) 支部連絡会議を年間2回開催し、支部との連携協力体制を強化するとともに本会活動の活発化を図ります。

2. 関係団体との連携

方針：県内外のソーシャルワーク関連団体及び専門職団体等との連携を進め、ソーシャルケアサービス関連団体のネットワーク構築を図ります。

- (1) 公益社団法人日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会等と連携します。
- (2) 介護認定審査会や障害程度区分認定審査会への委員推薦などを通し、県下各市町村との連携を深めます。
- (3) 横浜家庭裁判所、神奈川県弁護士会、リーガルサポート神奈川県支部、横浜生活あんしんセンターなどとの連携を進めるとともに、成年後見法学会など学会、研究教育機関との協力も進めます。
- (4) 県や市町村行政の受託事業を通じた連携、県・市町村社協、県医療社会事業協会、県精神保健福祉士協会、県介護福祉士会等との連携の他、（特非）県介護支援専門員協会や、県社会福祉士養成校協会等とも連携を図ります。

3. 広報部

方針：地域福祉の増進のために神奈川県内の地域性、分野対象の独自性等をふまえ、情報通信技術を活用しながら、会員を含む神奈川県民にとって必要な情報の提供・発信を行います。

- (1) 会員及び一般県民向けに地域福祉増進を目的とした啓発的な役割を持つ広報誌としてニュースレター「かながわの風」を年4回刊行します。
- (2) ホームページに会員、福祉専門職、関連分野の専門職を対象とした研修情報や事業紹介を掲載します。
- (3) ホームページ運用にともなう技術的支援等を行います。

4. 組織率向上部

方針：本会事業への会員の主体的参加を促進することを目標に、本会の状況把握、課題（本会に対する期待など）分析、新規合格者及び未入会者の入会促進、会員同士の交流を図ることにより魅力的な組織づくりに努め、組織の向上を目指します。

- (1) 各社会福祉士養成校、各事業所の受験資格保有者への受験勧奨・受験支援を積極的に行なうことにより、資格未取得時点から本会との関わりを密なものとし、社会福祉士の資格取得者の増だけでなく、本会への入会促進を図っていきます。
- (2) 取り組みに際しては“参加者目線”“参加しやすい企画”を常に心掛け、未加入者については加入促進を進め、加入者の増（組織率の向上）を図ると共に、本会会員については、満足度の向上に向けた事業を企画・実施することで、会員の定着率を高めると共に、会発展に寄与する人材の発掘を進めます。 ○たまひよカフェ（新規事業）
- (3) 会員の本会活動への参加促進及び支部活動の振興を目的にし、各支部単位で実施している活動の共有、問題等の把握を継続して検討していきます。
- (4) 社会福祉士自体の増加を目指し、社会福祉士養成校との関係構築及び事業所の受験資格保有者等の発掘の方法などの調査・開発に向けた研究に取り組みます。
- (5) 他のソーシャルワーカー団体との繋がりを強めることで、互いに抱える課題等の共有化と、改善に向けての共同の取り組みを進めていきます。また、市民に向けては、ソーシャルワーカーに関する普及・啓発の取り組みを共同で行っていきます。
- (6) 調査の検討
会員を対象に社会福祉士会活動や支部活動会への参加状況等について把握・分析を行うことを通じて、今後取り組む事業の立案に役立てられるよう、調査方法（インターネット等）を引き続き検討していきます。

II 公益・福祉局

1. 相談事業部

方針：さまざまな生活課題をかかえながら潜在化している県民・市民のニーズに対して、社会福祉士としての知識や技術を活かし、アウトリーチ的ソーシャルワーク活動を実践し、ノーマライゼーション・権利擁護に資することを目指します。

(1) 県民・市民に対する相談活動

①ソーシャルワーカーデー（海の日）に合わせて、関係団体と協力連携を図りながら相談・啓発事業を実施します。（実施は海の日前後を予定）

(2) 生活困窮者に対する自立支援と県民に向けた啓発活動

①経済的困窮などの複合的な課題を抱えて社会的に孤立した生活困窮者に対して、あらゆる権利侵害の発生を防止するために、生活困窮者や生活保護受給者の自立を目的とした支援を行う受託事業である、就労準備支援事業と居住の安定確保支援事業の「かがやき広場（厚木地区・小田原地区）」、生活困窮者一時生活支援事業はばたき（相模原市）」、生活保護受給者就労準備支援事業の「ワークせせらぎ（秦野市）」を側面から支えて支援していきます。

②生活困窮者自立支援制度についての理解や支援につながることを目的として、県民向けのセミナーや相談会等を開催し県民への生活困窮者支援制度の普及啓発活動を行います。

③生活困窮者への地域における効果的・効率的なサービスが展開できるように、包括的な相談支援の出来る人材の基盤整備として、生活困窮者支援を行う社会福祉士等に対する研修を行い自己研鑽の機会を確保し支援の質の向上を行います。また、様々な関係機関との連携を構築します。

(3) 独立型社会福祉士への支援

①独立型社会福祉士の資質向上のために必要となる情報等を提供します。

②更新のために必要な研修などをおこなっていきます。

(4) 権利擁護のための啓発活動

障害者、高齢者、児童などの虐待防止及び対応について、取り組みます。

前年度、実施することが出来なかった未成年後見事業啓発・普及のために委員会を立ちあげます。

他職種、関係機関と協力・連携を図りながらより効果的に事業を展開していきます。

(5) 自殺防止対策事業

①「自殺対策相談員フォローアップ研修（HTH）」を開催

県士会の第一線で相談を受ける相談員育成を目的に、当会が実施してきたゲートキーパー養成研修修了者で今後の活動に参加する意思のある人を対象に実施します。

② 県士会の相談事業として、県民対象の「（自殺対策）相談会」を開催

「自殺対策相談員養成講座（仮称）」修了者が相談員となり、神奈川県内市町村との連携協働を測りながら相談会を実施し、地域住民の自殺防止等に取り組みます。

③ゲートキーパー研修会（県民向け啓発講座）の開催

9月の自殺予防週間の期間に広く県民へ向けたゲートキーパー啓発を目的とした研修会を実施します。

④自殺未遂者への支援及び支援方法に関する研究

希死念慮を抱く未遂者に対するソーシャルワーカーとしての支援の在り方を含め、実践的に既に行っている関係者を含め実際の活動内容を調査し活動へ結びつけます。

2. ケアマネジメント・地域包括支援センター推進事業部

方針：高齢者施策、障害者施策等、様々な生活課題を有する人々への支援サービスの質的向上を図ることを目的に、その分野に従事する社会福祉士の知識や技術の研修を行い、県民への社会福祉サービスの更なる充実を目指します。そして、関連の事業に従事する職員がその職務を達成するために必要な研修、意見交換会等を実施し、ネットワーク構築支援など関係機関との連携も図ることができるよう支援していきます。

- (1) 地域包括ケア推進をめざし、高齢者分野のみならず多様な領域に向けた情報提供や研修機会を引き続き提供し、啓発活動を実施します。
- (2) 地域包括支援センター（以下、支援センター）が担う総合相談事業及び権利擁護事業において、支援センター職員がより高い専門性を持って、高齢者が安心して暮らし続けられる地域作りに寄与することができるよう支援します。
- (3) 収益事業として、介護支援専門員実務研修受講試験対策である模擬試験を実施します。

3. 第三者評価事業部

方針：福祉サービスの質の向上を目指して2007年度より第三者評価事業機関として登録し、受審希望事業者には調査を行ない事業の評価を行なってきました。公益社団法人化後2013年度には社会的養護施設の登録（全社協）をし、今日の社会的課題に対応する機関として事業を進め、本年度も同様に進める。年間の調査件数の目標は10件を目標とします。

年間事業計画は、①隔月の運営委員会の開催 ②調査員による訪問調査 ③評価決定委員会の開催と公表 ④調査員の研修会の開催 ⑤広報・受審活動の促進等である。評価方式は県社会福祉協議会方式（保育）、県社会福祉士会方式（高齢・障害）、神奈川県方式（グループホーム）、神奈川県介護福祉士会方式（グレード2）、全国社会福祉士方式（社会的養護施設）となっている。本年度も質の高い調査と公正な評価を目指し事業を進める。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業運営委員会を定期的開催し、事業の進捗状況の確認と、市町村及び受審希望事業所への迅速な対応に努めます。
- (2) 前年に引き続き、神奈川県社会福祉協議会が開発した独自の評価項目・手法を用いて、第三者評価事業を実施する。具体的には、以下の評価項目・手法を使用し、第三者評価事業を行います。
評価方式：県社会福祉協議会方式（保育）、県社会福祉士会方式（高齢・障害）、神奈川県方式（グループホーム）、神奈川県介護福祉士会方式（グレード2）、全国社会福祉士方式（社会的養護施設）
- (3) 今年度の目標として、10箇所事業所程度の第三者評価の受審を目指します。
- (4) 評価の決定にあたっては、外部委員を中心とした評価決定委員会を、年数2回程度開催し、より優れた客観性に基づく評価結果の公表と、透明性の確保に努めます。
- (5) 評価調査員の質の向上を図るため、継続研修、フォローアップ研修を定期的実施します。
- (6) 福祉サービス第三者評価推進機構への協力を行います。

神奈川県社会福祉協議会第三者評価推進機構開催の事業所説明会・評価機関連絡会に協力し参加します。

4. 社会福祉士資格取得支援事業部

方針：今後の社会福祉援助活動の中心となる社会福祉士の養成を目指し、引き続き国家資格取得支援の推進を図り、受験対策講座、模擬試験、国家試験直前講座を行います。また年度によって受講者人数の変動が見られる受験対策講座の参加者の傾向については、関係者とさらなる情報共有を図ります。また2016年度は大学での講座が開講できなかったが、講座開講ができるよう働きかけていきます。

- (1) 社会福祉士国家試験受験対策講座を実施
- (2) 社会福祉士国家試験模擬試験を実施
- (3) 大学の国家試験受験対策講座へ講師を派遣
- (4) 社会福祉士国家試験の直前対策講座を実施
- (5) 教授方法や意見交換のため、講師会を開催
- (6) 社会福祉士国家試験合格者祝い会を企画主催

5. 社会福祉士実習指導者養成事業部

方針：実習指導者の養成事業の枠にとどまらず、社会福祉士の「人材育成」の視点から、広く情報収集および意見交換する場としてのプロジェクト会議（3カ年検討の最終年）を開催し検討を行います。

これまでも委員およびオブザーバーとしてご協力頂いてきた行政、関係施設や機関、養成校と連携して行います。本会組織の中において「人材育成」を広く考える場としての位置づけとして活動展開をしていきます。

従来の講習会実施については、事業部会を設置し対応します。社会福祉士実習指導者講習会及び修了者へのフォローアップ研修、またフォローアップ研修に向けた課題について分野別実習プログラム検討会を開催します。

- (1) 社会福祉士人材育成・活用プロジェクト会議の開催

年2回開催予定。行政、関係施設および機関、養成校等よりプロジェクトメンバーとして参加していただき、社会福祉士の人材育成をキーポイントとして意見情報交換をおこない、本会の全体の取り組みについてもご意見をいただく場とします。会議開催担当としては当事業の担当理事が担います。正副会長および関係理事等も必要に応じて参加し、開催します。

- (2) 実習指導者養成事業部会の実施

従来の講習会等の、企画～実施を担う部会とします。当事業部会長のもと、担当理事を含む部会メンバーが講習会等の開催までを対応します。（年6回程度を予定）

- (3) 実施予定の講習会および研修等

- ①実習指導者講習会： 年1回2日間（2017年11月18日～19日予定）
- ②講習会修了者フォローアップ研修： 年1回
- ③分野別実習プログラム検討会：年3回
- ④社会福祉士実習指導者養成実行委員会：年6回程度
- ⑤社会福祉士人材育成・活用プロジェクト会議：年2回（2017年6月、11月予定）

6. 神奈川県地域生活定着支援センター事業部

- (1) 神奈川県地域生活定着支援センター（受託）

方針：刑務所や少年院など矯正施設には福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者も入所しています。

矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察

所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的として業務を行います。

- ①コーディネイト業務：保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者が必要とする福祉サービスの内容の確認を行い、受入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援を行います。
- ②フォローアップ業務：コーディネイト業務でのあっせんにより、矯正施設から退所したのち、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行います。
- ③相談支援業務：矯正施設から退所した人及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると思われる人の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。
- ④その他の業務：センターの業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及び個々の利用者の事例に対応して関係機関等からなる会議の開催や保護観察所又は県が主催する会議へ参加します。
- ⑤啓発活動：支援に関わる関係者を対象とする研修の開催、保護司、民生委員・児童委員等との連携活動、地域住民への啓発活動、情報発信など対象者が地域に定着する支援業務を行います。

(2) 司法福祉ネットワーク委員会

方針：昨今、多くの場合は加害者である「罪を犯した人」に、福祉的な支援が必要とされています。刑事司法においては、社会的支援との連携が強調され、実践が進んできています。地域生活定着支援センターや更生保護施設はもちろん、矯正施設や地方検察庁にも社会福祉士が配置され、社会復帰のための支援が着実に取り組まれている中で、専門職として常日頃から司法関係と連携を密にし、司法における福祉的支援の役割を位置づけることが必要です。

各方面で活動を行う会員等とともに、支援が必要と思われる人々に対して、適切な支援に繋ぐためのネットワークを構築していきます。

- ①弁護士との連携により裁判支援を行います。
- ②関係機関とのネットワークを強化する為に啓発的な研修会を開催し、本県全体での司法関係者との連携を行います。
- ③「被疑者・被告」とされる生きにくさを抱える人々への、福祉的な支援を行う為のスキルを習得し、司法関係者との実践活動を行います。
- ④リーガルソーシャルに関する養成研修実施に向けた準備を行います。
- ⑤年間1回以上、先駆的取り組みを行っている方を講師に招き、啓発を目的とした研修会を開催します。

7. ホームレス（生活困窮者）自立支援推進等相談事業部

(1) 生活困窮者支援ネットワーク委員会

方針：地域の中で生活課題を抱え生活困窮に至る者を早期に発見し(ネットカフェ巡回等)、社会福祉士のネットワークを生かして必要な支援につなげ、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却し再び生活困窮に陥らないように支援することを目的とします。生活困窮者及び生活保護受給者の生活実態を知ると共に、生活の質を向上させる為の環境や社会資源を整備しながら、より良い総合相談支援を行える為の支援者を社会の中に育成していきます。

生活困窮者自立支援法の見直し時期にあたり、法改正等の情報を提供するとともに、広く制度の

普及啓発を図ります。

- ①生活困窮者や生活保護受給者の自立を目的とした支援を行う受託事業である「かがやき広場」「はばたき」、「ワークせせらぎ」を側面から支えて支援していきます。
- ②複合的な課題を抱えて社会的に孤立した生活困窮者を地域の中で早期に発見するために、ネットカフェ巡回相談などを行います。
- ③生活困窮者及び生活保護受給者の生活実態を知ると共に、生活の質を向上させる為の環境や社会資源を整備しながら、生活困窮者及び生活保護受給者の相談支援に精通する社会福祉士等を育成し、複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立に向けて、相談支援が出来るように意見交換の場や、基本知識、支援方法、事例、無料法律相談などの研修を企画してスキルアップをしていきます。
- ④受託事業の支援業務から培われた相談支援方法をマニュアル化する事により、より良い研修システムを構築し、実践発表大会などを活用しながら社会に対して発表をしていきます。

(2) 「かがやき広場」生活保護受給者の就労準備支援事業と居住の安定確保支援事業（神奈川県小田原保健福祉事務所・厚木保健福祉事務所受託事業）

方針：生活保護受給者の日常的自立と社会的自立に向けての支援をおこないます。

①「就労準備支援事業」

就労意欲や生活能力・稼働能力に課題があるなど、就労意欲に課題があるなど、就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、日常生活や社会参加に個別の支援を必要とする方々に支援を行います。

- ・日常生活上の相談、日常生活支援、社会貢献活動の機会の確保、就労自立に関する支援、健康予防に関する支援、社会経験や社会交流等の機会の提供を行い、日常生活・社会生活・就労自立の支援を実施し就労支援プログラムや就労へと支援を行います。

②「居住の安定確保事業」

生活保護受給者が、安定した生活を営むための居住環境を整え、債務処理・家計管理が出来るように、社会とのつながりを築きながら自立に向けて支援していきます。

公営・民間住宅入居に関する支援、代理納付等に関する支援、居住の安定の為の支援を行います。

(3) 「はばたき」生活困窮者自立支援制度 一時生活支援事業（相模原市 受託事業）

方針：社会から逃避してしまったり、失業などで居所を失ってしまった様々な状況を抱えている方々に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供しながら、個々の生活実態等に応じて課題解消に向けて、生活・健康面への援助や就労支援を行うとともに、安定した居宅生活の確保と自立生活に向けた支援等を行います。また、社会福祉士のネットワークを生かして必要な支援等につなげ、再び生活困窮に陥らないように支援します。

- ①健康面や就労支援や家計相談等のアドバイスも行いながら、必要なサービスにつなげていきます。
- ②生活困窮状態から脱却できた者が、再びの生活困窮状態を繰り返さないように、アウトリーチを行いながらフォローアップ支援を行います。

(4) 「ワーク せせらぎ」生活保護受給者就労準備支援事業（秦野市 受託事業）

方針：生活保護受給者の経済的自立に向けての支援を致します。生活保護を受給している方に対して、就職に対する不安を取り除いていくことで、ご本人が就職活動に向かえる準備を行っていきます。

①日常生活相談支援

日常生活のリズムを整えたり、就職活動をするための金銭の管理方法などを理解していただくこと

で、ご本人に就職活動ができるように支援します。長く就職をしていないことで、少しずつ作業等を提供することで、仕事をする体力作りにも取り組んでいきます。

②就労活動促進のための支援

- ・ハローワークの活用法、履歴書の書き方、面接への対応方法、ビジネスマナー等を習得することで、安心して就職活動ができるように支援します。
- ・ボランティア活動や就業体験を行うことで、仕事に対するイメージをつかんでいただきます。
- ・パソコンの技能の習得を支援し、就労に向けて準備していきます。

③就労支援プログラム移行後のフォロー

支援終了後も、必要に応じて相談などを実施し支援していきます。

8. 成年後見・権利擁護事業部

方針：ぱあとなあ神奈川は、権利擁護を必要とする県民の方々が成年後見制度を円滑に活用できるように、一般県民向けの啓発活動、相談窓口の運営、福祉従事者を対象とした研修会の開催、社会福祉士の成年後見人等の養成、成年後見人等候補者の紹介、本会法人後見の受任に関わる業務を行います。また、ぱあとなあ名簿登録の更新制度の導入や事業部員に対する相談体制の充実により、ぱあとなあ神奈川事業部員による成年後見活動等のさらなる質の向上を目指しています。

(1) 県民の権利擁護に関する事業

- ・ぱあとなあ神奈川成年後見相談(電話・面接・出張)等を継続的に実施します。成年後見相談員養成研修を実施し、相談員の育成に努めます。
- ・他に適切な受任者のいない方、複合的な課題や虐待等を抱えている方を主な対象として本会が成年後見人等となる法人後見事業を継続的に実施します。受任事案の内部監督を適時行い、適切な後見事務の実施に努めます。
- ・成年後見制度の利用促進を目的に、一般県民を対象とした成年後見地域啓発事業を他の専門職や地域の関係機関と連携して実施します。
- ・ぱあとなあ神奈川のパンフレットを改訂し、社会福祉士による成年後見活動に対する理解が広まるよう努めます。

(2) 県民の社会福祉士に対する成年後見利用のニーズに応える担い手の確保

- ・社会福祉士の成年後見人候補者および任意後見人受任者の養成を継続します。
- ・質の高い後見活動を担保するため、初任者研修に加え、現任研修として倫理研修、対象者理解・制度に関する研修、終了の事務等を実施します。
- ・地域における市民後見人養成、啓発等の成年後見体制づくりに積極的に協力し、地域における権利擁護システムの構築に参加します。

(3) 成年後見人の紹介と、ぱあとなあ神奈川事業部員の適切な成年後見活動の確保をします。

- ・成年後見人等候補者名簿を横浜家庭裁判所および各支部に提出するとともに、裁判所、市町村および関係機関からの候補者推薦に対応します。
- ・後見活動が適正に行われるよう、報告書チェックの体制強化と家庭裁判所との連携強化に努めます。
- ・名簿登載者および受任者に対してスーパーバイズ体制整備のため、グループスーパービジョン研修を実施します。
- ・ぱあとなあ神奈川弁護士相談によるコンサルテーションを継続して実施します。
- ・外部委員による業務監督を実施、適切な後見活動を担保します。
- ・倫理研修の研修効果を高めるため、ファシリテーターの養成を行います。

- (4) 経済的理由で後見人報酬の確保が困難な方が利用できる制度とするための取り組み
- ・成年後見利用支援事業による報酬助成制度が拡充するよう市町村に働きかけるとともに、本会独自の助成を実施します。
- (5) 他都道府県ばあとなあとの連携
- ・他都道府県ばあとなあとの関東ブロック会議を開催し、成年後見制度の普及啓発及び運営適正化に向けた情報共有を行います。

9. 支部活動支援事業

方針：より県民に近い地域での活動が望ましい公益事業等を行うために、8つの支部を設置し活動を継続させていきます。また、会員が、情報交換、県民のニーズの把握及び共有、支援に必要な専門知識及び技術の向上のために必要な事項について、支援を行っていきます。

(1) 横浜支部

- ①研修、地域連絡会等の会員活動を通じて、有機的な組織をつくります。
- ②社会福祉士が社会福祉士を支え、育つ仕組みをつくります。
- ③地域とつながり、地域福祉に貢献します。
- ④メーリングリスト、ブログ、フェイスブック等で活動紹介し、支部活動を見えやすくします。

(2) 川崎支部

- ①法改正等、福祉の動向について理解を深めていきます。
- ②市内施設等の社会資源の把握に努めます。
- ③会員の職域や業務を通じながら相互に学びあいます。
- ④会員間の交流を深めながら問題意識を高めます。
- ⑤未加入者の加入促進に努めます。
- ⑥一般市民に対して、啓発活動、相談支援活動、研修の提供を行います。

(3) 相模原支部

- ①年間を通じたテーマとして「地域に生きる社会福祉士」を掲げ、支部会員の交流や横との繋りを深め支部活動の活性化を図りつつ、相模原の福祉の実情や課題の把握に努めます。
- ②また市民に対する福祉の啓発や支援活動等を行い、福祉専門職の団体として相模原の福祉向上に向けた取り組みを進めます。

(4) 県央支部

- ①会員相互の交流と連帯感の強化をします。
- ②社会福祉士としての資質の向上を目指します。
- ③地域や社会での認知を広めていきます。
- ④福祉団体やその他の福祉にかかわる諸団体との交流や情報交換を行います。

(5) 横須賀・三浦支部

2017年度テーマ「社会福祉実践を通して専門性を高めよう」

キーワード○社会福祉実践○気付き○専門性

基本指針

- ①ソーシャルワーク専門職の技術の向上を目指します。
- ②ソーシャルワークの専門職として積極的に地域に貢献します。
- ③保健・医療・福祉の専門職との連携、協働を推進していきます。
- ④会員間の交流を深め、組織の充実を図ります。

(6) 湘南東支部

- ①地域での一般市民向け啓発活動、支援者向け研修として講演会などの企画を行います。
- ②会員の相互交流と地域におけるネットワークづくり、援助技術の研鑽のために、定期的な交流会・研修会を行います。
- ③ばあとなあ地区ブロックでは、地区内で定期的に事例検討や情報交換、研修等を行うこと顔の見える関係性を確保し、新規受任の負担感の軽減や困難な案件に助言が受けられるなどの相談支援体制を整えます。また例年通り継続して地域の成年後見支援（権利擁護）ネットワーク会議等への出席や地区内の専門相談への講師派遣等行い、他士業会との合同研修会を実施し、関係機関との連携を図ります。
- ④地域福祉分野及び被災者支援、災害時対策等、関係機関との連携により地域支援対策を再検討し、支部内で実施すべきことをできる部分から行います。
- ⑤支部会員の積極的参加をよびかけ組織向上に努め、支部活動に参加できる機会を拡大させることで、より活発化できるようにします。また、「たまひよ」の活動などを通じて新規会員の活動の支援を行うとともに他支部との連携強化を図ります。
- ⑥地域の関係団体関係機関が主催する事業者連絡会等、行政機関が主催する各委員会、自立支援協議会等への参加で地域との連携を図ります。
- ⑦7士業会をはじめとする隣接領域の専門職との交流、協力を深め、社会福祉士の活動の顕在化を図ります。

(7) 湘南西支部

- ①会員の資質向上を図ります。
原則として、土・日曜日に定例会を開催します。あわせて、年2回の社会福祉施設見学会を行います。また、全体会開催時に公開講座を企画します。
- ②市民向けの講座を開催します。
第12回のなるほど講座を行います。一般市民の皆さんが暮らしや福祉に関心を持っていただくよう、関連テーマで講演会を計画します。
- ③組織基盤を強化し、会員拡大に取り組みます。
全体会開催時及び10月定例会開催時に全支部会員に案内を通知します。新規会員への勧誘。また、地元市町との連携を取り支部活動及び社会福祉士会のPRに努めます。

(8) 西湘支部

2017年度テーマ つなげていこう社会福祉士共通の力、発信しよう西湘地区へ
—貧困から見えてくる社会問題アレコレ—

- ①市民講座を開催します。（本年度5月20日（土）NPO法人なんとかなる・セリエコーポレーション 岡本昌宏氏）
- ②西湘支部会報誌「ブナの樹」の発行（年2回）をします。
- ③研修会・交流会等を開催します。チラシの作成及び周知を行い、情報の発信に努めます。
- ④懇親会・ウェルカムカードの発行、フェイスブックの運営管理、女子会の企画を進めます。
- ⑤ゆる☆つなサロンの開催、ゆる☆つな拡大版の実施をし、情報発信を行い、つながりの形成に努めます。

10. 災害対策事業

方針：県内外で発生することが予測される自然災害に対して社会福祉士の立場からどのような支援活動をすべきかを検討するための委員会を設置し、災害支援活動者養成研修の実施及び指導者の育成をします。

- (1) 神奈川避難者支援会議への出席・・・神奈川県安全防災局
- (2) 災害福祉広域支援ネットワークへの参加・・・神奈川県福祉局
- (3) 関東甲信越ブロックへの参加・・・社会福祉士会関東甲信越ブロック
- (4) 災害支援活動者養成研修・・・日本社会福祉会主催、神奈川県主催
- (5) 県内東日本大震災復興支援団体との連携・・・ソクラテスプロジェクト主催支援団体連絡会議、復興祭への参加
- (6) 支部活動の支援・・・どんぐりの会等サロン事業への協力
- (7) 災害対策委員会の開催・・・年4回

Ⅲ 生涯研修センター

<基本方針>

2017年度は、2012年度から始まった認定社会福祉士制度が6年目を迎え、制度の見直しが2016年度に行われ、より認定社会福祉士が取得しやすい環境が整備されていることから、認定社会福祉士を取得しやすい体制づくりに引き続き取り組んでいきます。

認定社会福祉士に関する認証研修の開催を具体的に行うために生涯研修センターの組織体制を見直します。

2017年度からスーパービジョンのコーディネートが日本社会福祉士会から移管されるため、実施体制を整え対応できるようにする。基礎研修、倫理綱領研修、実践発表大会は継続開催し、役割を終えた共通基盤研修は中止し、今後も社会福祉士の専門性をより高め、社会から信頼される存在になるためにも研修制度の充実に努めます。

<個別方針>

研修委員会は、様々なセンター内の事業を集約管理するための委員会に変更する。

基礎研修は、基礎研修Ⅲのみ昨年度同様の体制で行うが、基礎研修Ⅰ・基礎研修Ⅱについて、日本社会福祉士会が発行したテキストやワークブック等に基づいた講義内容にする。2018年度は基礎研修Ⅲについても、すべてを講師による講義形式へ移行するための準備を行っていく。そのため受講料を見直す。

スーパービジョンは、日本社会福祉士会からの事務移管を行うため、必要な体制整備を行っていく。倫理綱領研修については、社会福祉士が日々の実践の中で、方向性を見失うことなく、それぞれの実践現場で社会的な役割を果たせるように、私たちの拠り所である「倫理綱領」を丁寧に学ぶ場として継続開催していく。

実践発表大会は、独立型社会福祉士の更新のための実践研究も対象に加え、継続して開催する。

認定社会福祉士認証研修については、認定社会福祉士認証・認定機構と調整を図りつつ、研修が実施できるようにする。